

シンポジウム「平成 30 年著作権法改正の意義とそのインパクト」

日時： 平成30年11月17日（土）13：30～17：15

場所： 大阪弁護士会館 10階会議室1001・1002

主催： 神戸大学大学院法学研究科

科研費基盤研究（A）「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」（研究代表者：根岸哲）

科研費基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現」（研究代表者：窪田充見）

共催： 大阪弁護士会

参加費： 無料

参加方法： 必須ではありませんが、参加人数の事前把握のため、電子メールにて

ご氏名、ご所属、連絡先（メールアドレス等）を下記までご連絡いただくと幸いです。

事務担当（早坂）：skhj@people.kobe-u.ac.jp

内容：司会 島並良（神戸大学教授）

講演 秋山卓也（大阪大学准教授、前文化庁著作権課課長補佐）「平成 30 年改正の概要と立法過程」

前田健（神戸大学准教授）「柔軟な権利制限規定の解釈とそのインパクト」

今村哲也（明治大学准教授）「新 35 条の解釈と今後の運用について」

パネルディスカッション

島並良 [司会]、秋山卓也、前田健、今村哲也、

岡本健太郎（弁護士・骨董通り法律事務所、神戸大学客員准教授）、

松下外（弁護士・弁護士法人イノベンティア）

企画趣旨：

平成 30 年著作権法改正は、障害者の情報アクセス機会充実、アーカイブ利活用促進に関する権利制限の整備等、多くの事項を含む近年では大きな改正である。本シンポジウムは、それらの中でも特に注目される、柔軟な権利制限規定および教育の情報化に対応した権利制限規定に焦点を当てる。

柔軟な権利制限規定について特に注目されるのは、人工知能等のあらたな技術革新に対応した著作物の利用などの新たな利用ニーズにどれだけ応えられるのかという点に加えて、著作権法が比較的解釈の余地の大きい権利制限を持つに至った点の意義である。新 30 条の 4 の「享受を目的としない利用」や新 47 条の 4、新 47 条の 5 の規定は、いずれも既存の条文を核にしてそれを整理統合し一般化を図るものという側面を有するが、そのような立法形式の意義や今後の解釈運用のあり方が注目される。

教育の情報化に関する権利制限規定についても、教育現場においてどの程度 ICT を活用した教育の普及を促すことができるのかという点はもちろん、その立法形式が着目される。新 35 条は補償金付き権利制限規定を新たに導入するものであるが、補償金の徴収・分配の在り方、ライセンスとの関係をどう整理するかは、今後対価を伴う著作物利用促進策をさらに推進していくうえでの試金石としての位置づけも有している。

本シンポジウムでは、立法に関与した著作権法の専門家と関連分野を専門とする実務家を招き、今般の著作権法改正が持つ意義について多面的に検討する。